

大型特殊免許・フォークリフト・車両系建設機械(整地等)の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%(上限10万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込まれません。

◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

入学金、適性検査、技能教習(延長分・補習分を除く)および学科講習料

支給対象合計額 195,550 円 (20%相当は 39,110 円)

◆教習料金の価格◆

- ・技能教習…1時限あたり 9,900 円
- ・技能検定…1回あたり 8,800 円

取得免許	A						小計	B		合計
	入学金	適性検査	証明書	写真代	講習料	テキスト代		技能教習	検定料	
大型特殊	77,000	2,200	2,750	880			82,830	62,700	8,800	154,330
フォークリフト講習					15,400	1,600	17,000			17,000
車両系					34,650	2,000	36,650			36,650
受験料金総額	77,000	2,200	2,750	880	50,050	1,600	99,830	62,700	8,800	207,980

※合計の金額は延長教習・自由教習・検定不合格のない場合の最小金額です。

※割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の【A】から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

※教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000 円の退校手数料がかかります。

なお、途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

※直前(技能教習開始まで1時間以内)や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1回あたり 9,900)がかかります。